

入札及び契約に係る手続きにおける押印等の見直しについて

この度、入札及び契約に係る手続きにおいて、押印等の見直しにつきまして、下記のとおり運用を開始することとしましたので、お知らせします。

記

1. 入札及び契約に係る手続きのオンライン化について

ホームページ（入札・契約情報）、入札公告及び入札説明書におきまして、詳細を記載しておりますが、「電子調達システム（政府電子調達：GEPS）」を利用する場合は、電子入札・電子契約が可能となっておりますので、積極적으로ご利用ください。

2. 事業者におけるオンライン手続きが困難な場合の書面手続きについて

（1）押印を省略できる書類

- ① 請書
- ② 見積書
- ③ 請求書
- ④ その他入札及び契約に係る手続きにおいて事業者から提出いただく書類

（2）押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

・『本件責任者及び担当者』の指名及び連絡先
を必ず記載してください。

※確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

海難審判所 総務課会計係

電話（代表）：03-6893-2400